

令和5年第8回南知多町議会定例会（最終日） 議事日程

日 時 令和5年12月20日

午前9時30分

場 所 南知多町議場

日程第1	議案第54号	南知多町公告式条例の一部を改正する条例について	委員長報告 (総務建設)
日程第2	議案第55号	南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について	委員長報告 (総務建設)
日程第3	議案第56号	南知多町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について	委員長報告 (総務建設)
日程第4	議案第57号	南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	委員長報告 (総務建設)
日程第5	議案第58号	南知多町災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例について	委員長報告 (総務建設)
日程第6	議案第59号	南知多町空家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例について	委員長報告 (総務建設)
日程第7	議案第60号	南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	委員長報告 (文教厚生)
日程第8	議案第61号	令和5年度南知多町一般会計補正予算(第7号)	委員長報告 (文厚・総建)
日程第9	議案第62号	令和5年度南知多町介護保険特別会計補正予算(第2号)	委員長報告 (文教厚生)
日程第10	議案第63号	令和5年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計補正予算(第1号)	委員長報告 (総務建設)

日程第 11	議案第 64 号	令和 5 年度南知多町水道事業会計補正予算 (第 2 号)	委員長報告 (総務建設)
日程第 12	議案第 65 号	令和 5 年度南知多町漁業集落排水事業会計 補正予算 (第 1 号)	委員長報告 (総務建設)
日程第 13	請願第 5 号	「介護保険制度の改善を求める意見書」の 提出を求める請願	委員長報告 (文教厚生)
日程第 14	発議第 6 号	南知多町議会議員の請負の状況の公表に関 する条例の制定について	即 決
日程第 15	発議第 7 号	南知多町議会委員会に関する条例の一部を 改正する条例について	即 決
日程第 16		閉会中の継続審査 (調査) について	

令和5年12月12日

南知多町議会議長 殿

文教厚生委員会

委員長 石垣 菊蔵

委員会の審査結果報告書

本委員会へ付託の下記議案は審査の結果、次のとおりであったので報告します。

記

- (1) 議案第60号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

原案可決

- (2) 議案第61号 令和5年度南知多町一般会計補正予算（第7号）

所管事項については原案可決

- (3) 議案第62号 令和5年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第2号）

原案可決

令和5年12月14日

南知多町議会議長 殿

総務建設委員会

委員長 榎戸 陵 友

委員会の審査結果報告書

本委員会へ付託の下記議案は審査の結果、次のとおりであったので報告します。

記

- (1) 議案第54号 南知多町広告式条例の一部を改正する条例について

原案可決

- (2) 議案第55号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

原案可決

- (3) 議案第56号 南知多町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

原案可決

- (4) 議案第57号 南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

原案可決

- (5) 議案第58号 南知多町災害派遣等の支給に関する条例の一部を改正する条例について

原案可決

- (6) 議案第59号 南知多町空家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例について

原 案 可 決

- (7) 議案第61号 令和5年度南知多町一般会計補正予算（第7号）

所管事項については原案可決

- (8) 議案第63号 令和5年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計補正予算（第1号）

原 案 可 決

- (9) 議案第64号 令和5年度南知多町水道事業会計補正予算（第2号）

原 案 可 決

- (10) 議案第65号 令和5年度南知多町漁業集落排水事業会計補正予算（第1号）

原 案 可 決

令和5年12月12日

南知多町議会議長  
鈴木 浩二 殿

文教厚生委員会  
委員長 石垣 菊 蔵

請 願 審 査 報 告 書

本委員会に付託された下記請願を審査した結果、次のとおりであったので報告  
します。

記

1 不採択とすべきもの

請願第5号 「介護保険制度の改善を求める意見書」の提出を求める請願

南知多町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

南知多町議会議員の請負の状況の公表に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 5年12月20日提出

提出者	南知多町議会議員	榎戸	陵友
	〃	石垣	菊蔵
	〃	小嶋	完作
賛成者	南知多町議会議員	石黒	充明
	〃	吉原	一治
	〃	藤井	満久
	〃	服部	光男
	〃	内田	保
	〃	片山	陽市
	〃	山本	優作
	〃	森	宏子

## 南知多町議会議員の請負の状況の公表に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、南知多町議会議員（以下「議員」という。）が南知多町に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

### (報告)

第2条 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第1号エにおいて同じ。）における南知多町に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

#### (1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

ア 請負の対象とする役務、物件等

イ 契約締結日

ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）

エ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

#### (2) 前号エに掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。

### (報告の一覧の作成及び公表)

第3条 議長は、前条第1項の規定による報告（同条第2項の規定による訂正があった場合にあっては、当該訂正後の報告）の一覧を作成し、公表しなければならない。

（報告等の保存及び閲覧等）

第4条 第2条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

（委任）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

発議第 6号 南知多町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定  
理由の説明

1 制定の理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正等に伴い、南知多町議会議員の南知多町に対する請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、議会運営の公正及び事務執行の適正を図るため、条例を制定する必要があるからである。

2 制定の主な内容

- (1) 条例の制定の目的 (第1条関係)
- (2) 議員の南知多町に対する請負の報告に関する規定 (第2条関係)
- (3) 議員の南知多町に対する請負の状況の公表に関する規定 (第3条関係)
- (4) 請負の報告等の保存及び閲覧等に関する規定 (第4条関係)

3 施行期日等

公布の日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

発議第 7号

南知多町議会委員会に関する条例の一部を改正する条例について

南知多町議会委員会に関する条例（昭和36年南知多町条例第4号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 5年12月20日提出

提出者	南知多町議会議員	石垣	菊蔵
	〃	榎戸	陵友
	〃	小嶋	完作
賛成者	〃	石黒	充明
	〃	吉原	一治
	〃	藤井	満久
	〃	服部	光男
	〃	内田	保
	〃	片山	陽市
	〃	山本	優作
	〃	森	宏子

## 南知多町議会委員会に関する条例の一部を改正する条例

南知多町議会委員会に関する条例（昭和36年南知多町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第12条の2第1項中「新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は地震、台風その他の大規模な災害の発生等により、」を「重大な感染症のまん延、大規模な災害の発生、育児及び介護等やむを得ない事由により」に改める。

第21条の見出し中「き」を削る。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

発議第 7号 南知多町議会委員会に関する条例の一部を改正する条例の提案  
理由の説明

1 改正の理由

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが季節性インフルエンザと同等の扱いとなったことから、本条例の規定を改めるものである。また、出席の特例に育児、介護等やむを得ない事由を追加することで、議員活動と家庭生活の両立を支援し、議会における多様な人材の参画を促進するものである。

2 改正の主な内容

「新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は地震、台風その他の大規模な災害の発生等により」を「重大な感染症のまん延、大規模な災害の発生、育児及び介護等やむを得ない事由により」に改める。 (第12条の2関係)

3 施行期日

公布の日

南知多町議会委員会に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(出席の特例)</p> <p>第12条の2 委員長は、<u>重大な感染症のまん延、大規模な災害の発生、育児及び介護等やむを得ない事由により</u>委員会を招集する場所に参集することが困難な委員があると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話を行うことができる方法によって、当該委員を委員会を招集する場所以外の場所から委員会に参加させることができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(公聴会開催の手続)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(出席の特例)</p> <p>第12条の2 委員長は、<u>新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は地震、台風その他の大規模な災害の発生等により、</u>委員会を招集する場所に参集することが困難な委員があると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話を行うことができる方法によって、当該委員を委員会を招集する場所以外の場所から委員会に参加させることができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(公聴会開催の手続き)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

令和5年12月20日

南知多町議会議長 鈴木浩二 殿

議会運営委員会 委員長	小嶋完作
総務建設委員会 委員長	榎戸陵友
文教厚生委員会 委員長	石垣菊蔵
議会広報特別委員会 委員長	服部光男
地域公共交通対策特別委員会 委員長	榎戸陵友
公共施設のあり方に係る特別委員会 委員長	石垣菊蔵

閉会中の継続審査（調査）申出書

所管事項の調査研究をするため、閉会中の継続審査（調査）を要するものと決定したので、会議規則第74条の規定により申し出ます。